

外国法事務弁護士法人の社員となる資格証明書等規則

(平成二十六年十二月十八日規則第百六十二号)

改正 平成二十七年一月一日

(目的)

第一条 この規則は、外国法事務弁護士法人規程（会規第九十九号。以下「規程」という。）第二十六条第二項の規定に基づき、外国法事務弁護士法人の社員となる資格証明書その他外国法事務弁護士法人の登記手続に必要な添付書類で本会が発行する証明書に関して必要な事項を定める。

(社員となる資格証明書)

第二条 規程第二十六条第一項に規定する外国法事務弁護士法人の社員となる資格証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第一号及び別記様式第二号に準じて作成するものとする。

2 前項の申請書は、所属する弁護士会を経由して本会に提出するものとする。
(社員の脱退事由に関する証明書)

第三条 外国法事務弁護士法人の社員が外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号。以下「特別措置法」という。）第五十二条第一項第二号から第四号までに掲げる懲戒処分を本会から受けたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第三号及び別記様式第四号に準じて作成するものとする。

2 外国法事務弁護士法人の社員が特別措置法第二十九条の規定による登録取消しの請求をしたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第五号及び別記様式第六号に準じて作成するものとする。

3 外国法事務弁護士法人の社員につき特別措置法第三十条第二項の規定による登録取消しが確定したときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第七号及び別記様式第八号に準じて作成するものとする。

4 前三項の申請書は、当該社員の所属する弁護士会を経由して本会に提出するものとする。

(外国法事務弁護士法人の除名証明書)

第四条 外国法事務弁護士法人が除名の懲戒処分を本会から受けたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第九号及び別記様式第十号に準じて作成するものとする。

2 前項の申請書は、当該外国法事務弁護士法人の主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経由して本会に提出するものとする。

(手数料)

第五条 第二条の外国法事務弁護士法人の社員となる資格証明書を申請する外国法事務弁護士は、証明書発行手数料を所属弁護士会を経由して本会に納付しなければならない。

(会長への委任)

第六条 会長は、前条の手数料のほかこの規則の実施に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行)

附 則 (平成二十七年一月一八日改正)

別記様式第二号の改正規定は、平成二十七年十二月十八日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

外国法事務弁護士法人の社員となる資格証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長 殿

申請人

登録番号

住 所

氏 名

（注 連名での申請も可）

私（達）は、下記名称で外国法事務弁護士法人の設立を行いたいので（下記名称の外国法事務弁護士法人に加入したいので）、私（達）が、外国法事務弁護士であること及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の4第2項各号のいずれにも該当していないことを証明して頂きたいと申請します。

記

外国法事務弁護士法人の名称

所在場所

外国法事務弁護士法人の社員となる資格証明書

年　　月　　日

登録番号

住　所

外国法事務弁護士

殿

日本弁護士連合会
会長

貴殿（ら）が、下記の条件を満たす者であることを証明します。

記

1、日本弁護士連合会の外国法事務弁護士名簿に登録された外国法事務弁護士であること。

（原資格国法：　　　　　　　　　　　　において効力を有し、又は有した法）

（指定法：　　　　　　　　　　　　　　において効力を有し、又は有した法）

2、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。

以上

別記様式3号（第3条関係）

外国法事務弁護士法人の社員につき法定脱退事由たる
懲戒処分があったことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

殿

申請人

(外国法事務弁護士法人の申請の場合)

主たる事務所の所在場所

外国法事務弁護士法人の名称

社員（代表社員）の氏名

(外国法事務弁護士の申請の場合)

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明して頂きたいと申請します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、年 月 日、貴会から外国弁護士による法律事務の取扱いに
関する特別措置法第52条第1項第 号に掲げる懲戒処分を受けたこと。

以上

別記様式第4号（第3条関係）

外国法事務弁護士法人の社員につき法定脱退事由たる
懲戒処分があったことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、本会から外国弁護士による法律事務の取扱いに
関する特別措置法第52条第1項第 号に掲げる懲戒処分を受けたこと。

年 月 日

日本弁護士連合
会長

以上

別記様式第5号（第3条関係）

外国法事務弁護士法人の社員が外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第29条の規定による登録取消しの請求をしたことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長 殿

申請人

(外国法事務弁護士法人の申請の場合)

主たる事務所の所在場所

外国法事務弁護士法人の名称

社員（代表社員）の氏名

(外国法事務弁護士の申請の場合)

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明して頂きたく申請します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、年 月 日、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第29条の規定による登録取消しの請求をしたこと。

以上

別記様式第6号（第3条関係）

外国法事務弁護士法人の社員が外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第29条の規定による登録取消しの請求をしたことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第29条の規定による登録取消しの請求をしたこと。

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

以上

別記様式第7号（第3条関係）

外国法事務弁護士法人の社員につき外国弁護士による法律事務の
取扱いに関する特別措置法第30条第2項の規定による登録取消
しが確定したことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長 殿

申請人

（外国法事務弁護士法人の申請の場合）

主たる事務所の所在場所

外国法事務弁護士法人の名称

社員（代表社員）の氏名

（外国法事務弁護士の申請の場合）

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明して頂きたく申請します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者につき、 年 月 日、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第2項の規定による登録取消しが確定したこと。

以上

別記様式第8号（第3条関係）

外国法事務弁護士法人の社員につき外国弁護士による法律事務の
取扱いに関する特別措置法第30条第2項の規定による登録取消
しが確定したことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者につき、 年 月 日、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第2項の規定による登録取消しが確定したこと。

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

以上

別記様式第9号（第4条関係）

外国法事務弁護士法人の除名の証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

殿

申請人

(外国法事務弁護士法人の申請の場合)

主たる事務所の所在場所

外国法事務弁護士法人の名称

社員（代表清算人）の氏名

(外国法事務弁護士の申請の場合)

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明して頂きたく申請します。

記

届出番号

主たる事務所の名称及び所在場所

外国法事務弁護士法人の名称

上記の者が、 年 月 日、貴会から除名の懲戒処分を受けたこと。

以上

別記様式第10号（第4条関係）

外国法事務弁護士法人の除名の証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

届出番号

主たる事務所の名称及び所在場所

外国法事務弁護士法人の名称

上記の者が、 年 月 日、本会から除名の懲戒処分を受けたこと。

年 月 日

日本弁護士連合会
会長

以上